

岐阜県公報

号外(八) 平成二十年三月三十一日

目次

告示

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく指定区域の指定

(廃棄物対策課)

ページ 一

告示

岐阜県告示第二百五十一号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)第十五条の十七第一項に規定する指定区域を指定したので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十年三月三十一日

岐阜県知事 古田 肇

一 廃止済一般廃棄物最終処分場に係る指定区域

指定番号	所在地	埋立地の区分
一一	本巣市神海二二三九一、二二三九二	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令第三百号。以下「令」という。)第十三条の二第一号に掲げる埋立地
一二	山県市大字梅原二八二二、二八七九一	令第十三条の二第一号に掲げる埋立地
一三	本巣市政田三八七二、三八七三、三八七四、三八八八	令第十三条の二第一号に掲げる埋立地
一四	山県市谷合二四六五二の二一部、二四四六五四の二一部、二四六八の二一部、二四七八の二一部、二四七九の二一部、二四八〇の二一部	令第十三条の二第一号に掲げる埋立地
一五	不破郡垂井町市之尾二七九	廃棄物の処理及び清掃に

一六	<p>養老郡養老町有尾三五八 一、三五八二、三五九 一、三五九二、三五九三、三五九四、三六〇 一、三六〇二、三六一 一、三六一三</p>	<p>令第十三条の二第一号に掲げる埋立地</p>	一七	<p>養老郡養老町有尾三六一 一、三六一一、三六一二、三六一三、三六一四、三六七 一、三六七二、三六七八、三六九、三七〇 一、三七一一、三七二一、三七三、三七四 一、三七四二</p>	<p>令第十三条の二第一号に掲げる埋立地</p>	一八	<p>安八郡神戸町大字田一五 一、一五二、一六一、一六二、一七一、一七三</p>	<p>令第十三条の二第一号に掲げる埋立地</p>	一九	<p>大垣市米野町三丁目三三、四 一、四三</p>	<p>令第十三条の二第一号に掲げる埋立地</p>	一一〇	<p>大垣市上石津町上多良二五七 一、二五七二、二五七三、二五七八 一、二五八二、二五八三、二五八四、二五八九 一、二五九二、二五九三、二五九四、二五九五、二六〇 一、二六〇四、二六〇九、二六一 一、二六一三、二六一四、二六一五、二六一六、二六一七、二六一八、二六一九、二六二〇、二六二一、二六二二、二六二三、二六二四、二六二五、二六二六、二六二七、二六二八、二六二九、二六三〇、二六三一、二六三二、二六三三、二六三四、二六三五、二六三六、二六三七、二六三八、二六三九、二六四〇、二六四一、二六四二、二六四三、二六四四、二六四五、二六四六、二六四七、二六四八、二六四九、二六五〇、二六五一、二六五二、二六五三、二六五四、二六五五、二六五六、二六五七、二六五八、二六五九、二六六〇、二六六一、二六六二、二六六三、二六六四、二六六五、二六六六、二六六七、二六六八、二六六九、二六七〇、二六七一、二六七二、二六七三、二六七四、二六七五、二六七六、二六七七、二六七八、二六七九、二七八〇、二七八一、二七八二、二七八三、二八三 七</p> <p>大垣市上石津町前ヶ瀬上多良入会 一、二四 一、二五 一、二八 一、三八 一、四一、一四二、一四三、一四四、一五一、一五二</p>	<p>令第十三条の二第一号に掲げる埋立地</p>									
一一一	<p>養老郡養老町宇田五〇 一、五〇五、五〇六、五〇七、五〇八、五〇九、五〇一〇、五〇一一、五〇一二、五〇一三、五〇一四、五〇一五、五〇一六、五〇一七、五〇一八、五〇一九、一二七五 五</p>	<p>令第十三条の二第一号に掲げる埋立地</p>	一一二	<p>揖斐郡大野町大字下座倉二二三六 一の二部</p>	<p>令第十三条の二第一号に掲げる埋立地</p>	一一三	<p>揖斐郡大野町大字下座倉二三七五 一の二部、一四五 一 三の二部</p>	<p>令第十三条の二第一号に掲げる埋立地</p>	一一四	<p>揖斐郡揖斐川町北方二四二四 二</p>	<p>令第十三条の二第一号に掲げる埋立地</p>	一一五	<p>揖斐郡揖斐川町榎原六一三 一、六五五 六、六七六 一、六七六 二、六七七一、六七九、六八〇 一</p>	<p>令第十三条の二第一号に掲げる埋立地</p>	一一六	<p>揖斐郡池田町小寺八二〇 一の二部、八二〇 二の二部</p>	<p>令第十三条の二第一号に掲げる埋立地</p>	一一七	<p>美濃加茂市牧野二〇三〇 三、二〇三〇 五、二〇三一 三、二〇三一 五、二〇三二 二、二〇三三 一、二〇三三 三、二〇三三 三、二〇三三 四、二〇三三 一、二〇三三 二、二〇三三 二</p>	<p>規則第十二条の三十一第一号に掲げる埋立地</p>	一一八	<p>美濃加茂市牧野九六四 一、九六四 四、九六四 五、九六四 六、九六四 七、九六四 八、九六四 九、一〇〇四 二一、一〇〇五 一、一〇〇五 三、一〇〇五 四、一〇〇五 五、一〇〇五 六、一〇〇五 五九、一〇〇六 三、一〇〇六 一一、一〇〇六 四一、一〇〇六 四三、一〇〇六 四四、一〇〇六 四六、一〇〇六 四七、一〇〇六 四八、一〇〇六 四九、一〇〇六 五一、一〇〇一 一、一〇〇一 四、一〇〇一 五、一〇〇一 六、一〇〇一 八、一〇〇一 九、一〇〇一 一〇、一〇〇一 一一、一〇〇一 一二、一〇〇一 一三、一〇〇一 一四</p> <p>加茂郡八百津町上牧野七〇〇 一の二部</p>	<p>規則第十二条の三十一第一号に掲げる埋立地</p>

一 三三	飛驒市古川町杉崎四二八 三の一部、六二	令第十三条の二第一号に	七〇〇 六の一部、七〇〇 八の一部	一 一九	加茂郡富加町加治田二一八〇	令第十三条の二第一号に 掲げる埋立地	三 一の一部、三五七五 三の一部	掲げる埋立地
一 三三	飛驒市宮川町鮎飛二四 一の一部、二四 二の一部、二五の一部、二六の一部、三三 一の一部、三三 三の一部、三四 二の	令第十三条の二第二号に 掲げる埋立地	瑞浪市山田町一六六 一の一部、一六六 八の一部	一 二〇	瑞浪市山田町一六六 一の一部、一六六 八の一部	令第十三条の三十一第 一号に掲げる埋立地	二 一 廃止済産業廃棄物最終処分場に係る指定区域	指定番号
一 三一	飛驒市河合町保木林三五〇の一部	令第十三条の二第二号に 掲げる埋立地	土岐市下石町一七二七 一の一部	一 二二	土岐市下石町一七二七 一の一部	令第十三条の三十一第 一号に掲げる埋立地	所 在 地	埋立地の区分
一 三〇	下呂市金山町金山九一一 一	規則第十二条の三十一第 一号に掲げる埋立地	土岐市土岐津町土岐口二二五七 一の一部	一 二三	土岐市土岐津町土岐口二二五七 一の一部	令第十三条の二第一号に 掲げる埋立地	産 一 海津市平田町三郷二七 八、二六七三 一 安八郡輪之内町下大樽新田二四一一 八	令第十三条の二第一号に 掲げる埋立地
一 二九	下呂市小坂町坂下八七七	規則第十二条の三十一第 一号に掲げる埋立地	土岐市泉町久尻二五三一一 一	一 三三	土岐市泉町久尻二五三一一 一	令第十三条の二第一号に 掲げる埋立地	産 二 大垣市上石津町大字上原一一〇七 三五	令第十三条の二第一号に 掲げる埋立地
一 二八	下呂市小川二四〇七 一	規則第十二条の三十一第 一号に掲げる埋立地	恵那市串原三一一 四の一部	一 三三	恵那市串原三一一 四の一部	令第十三条の二第一号に 掲げる埋立地	産 三 関市武芸川町大字宇多院七四七 一、七四 七 三、七四八 一	令第十三条の二第一号に 掲げる埋立地
一 二七	飛驒市古川町杉崎六二二 二の一部	規則第十二条の三十一第 一号に掲げる埋立地	恵那市武並町藤二二六一 一の一部、二二 六二 三の一部、二二六四 三の一部	一 二四	恵那市武並町藤二二六一 一の一部、二二 六二 三の一部、二二六四 三の一部	令第十三条の二第一号に 掲げる埋立地	産 四 関市下有知五七七三 一、五七七三 二、 五七七三 三、五七七三 四、五七七三 九、五七七三 一一	令第十三条の二第一号に 掲げる埋立地
一 二六	恵那市上矢作町二二四〇 一の一部	令第十三条の二第一号に 掲げる埋立地	恵那市岩村町二八六六	一 二五	恵那市岩村町二八六六	令第十三条の二第一号に 掲げる埋立地	産 五 土岐市土岐津町土岐口二三七四 一、一三 七四 二、一三七四 三	令第十三条の二第一号に 掲げる埋立地
一 二五	飛驒市古川町杉崎六二二 二の一部	規則第十二条の三十一第 一号に掲げる埋立地	恵那市上矢作町二二四〇 一の一部	一 二六	恵那市上矢作町二二四〇 一の一部	令第十三条の二第一号に 掲げる埋立地	産 六 関市池尻八四五 一、八四五 二、八四五 三、八四五 四、八四五 五、八五一 一、 八五一 二、八五三 一、八五三 二、八 五四 一、八五四 二、八八四 一、八八 四 二、八八六、八八七、八八八 一、八 八八 二、八八八 三、八八八 四、八八 八 五、八八八 六、八八八 七、八八九 一、八八九 二、八八九 三、八九〇 一、 八九〇 二、八九一 一、八九一 二、八 九一 三	令第十三条の二第一号に 掲げる埋立地
一 二四	飛驒市古川町杉崎六二二 二の一部	規則第十二条の三十一第 一号に掲げる埋立地	飛驒市古川町杉崎四二八 三の一部、六二	一 二七	飛驒市古川町杉崎六二二 二の一部	令第十三条の二第一号に 掲げる埋立地	産 七 養老郡養老町烏江三九五 二、四〇〇 二、 四〇二 二、四〇八、四二〇、四二一 一、 四一八 一、四二〇 一	令第十三条の二第一号に 掲げる埋立地
一 二三	飛驒市古川町杉崎四二八 三の一部、六二	令第十三条の二第一号に	飛驒市古川町鮎飛二四 一の一部、二四 二の一部、二五の一部、二六の一部、三三 一の一部、三三 三の一部、三四 二の	一 二八	下呂市小川二四〇七 一	令第十三条の二第一号に 掲げる埋立地	産 八 安八郡輪之内町下大樽新田一四二一 五 海津市平田町三郷二四〇七 五、二四〇七 六、二七 六	令第十三条の二第一号に 掲げる埋立地
一 二二	土岐市下石町一七二七 一の一部	令第十三条の二第一号に 掲げる埋立地	飛驒市河合町保木林三五〇の一部	一 二九	下呂市小坂町坂下八七七	令第十三条の二第一号に 掲げる埋立地	産 九 養老郡養老町瑞穂一〇二二 四	令第十三条の二第一号に 掲げる埋立地

産
一〇

美濃加茂市牧野一三七七
一、一三八六、
一三九一、一四三九
一、一四七九、一五
二八、一五三〇
二、一五三〇
三九、一
五三〇
四〇、一五三〇
四四

規則第十二条の三十一第
一号に掲げる埋立地

平成二十年三月三十一日印刷
平成二十年三月三十一日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県岐阜市

印刷者 岐阜市三輪ふりとびあ十三
印刷所 岐阜市三輪ふりとびあ十三
定価 一か年 四八、〇〇〇円(送料共(消費税二、二八六円を含む))
岐阜文芸社